

# 城口法律事務所

〒333-0851 川口市芝新町7-22森ビル3F  
 tel.048-268-0928 fax.048-268-0918  
 http://www.joguchi-law.com/



妙義山 城口順二

## TOPICS

夫婦と子どもをめぐる諸問題 ..... P2  
 法律用語の基礎知識 ..... P3  
 裁判員裁判を担当して ..... P4  
 「九条の会」NEWS ..... P5  
 法律事務所に期待する ..... P6  
 人権擁護大会に参加して ..... P6  
 つれづれなるままに ..... P8

弁護士 城口 順二  
 弁護士 城口美恵子  
 弁護士 津田 哲哉  
 弁護士 清水奈緒子  
 弁護士 高倉 光俊  
 弁護士 吉村孝太郎  
 事務局一同

### 今年も思う

今年の年賀ハガキには、昨年の民主党勝利が自公政権を拒否した国民の選挙権行使の結果であり、戦後初めての民主主義の成果であると歓迎する意見が多かった。大いに期待したい。しかし、数を頼み、少数の国民の立場を軽視しないで欲しい。国民の過半が景気回復を渴望している。街には仕事を失い、家を家族を失ってさまよう人が少なくない。ほぼ連日「人身事故」が報じられ、自殺者は年間3万人を超えている。一人ひとりの助け合いの輪が希薄になっている。

聞くところによると、子供の成長に最も影響力のある教育の現場さえ、豊かであるべき教師が孤立し、管理職との上下関係は厳しさを増している。子供は最初から「役に立つ子」と「役に立たない子」に差別され、将来の格差が当然視されている。子供の資質をランク別に評価する「識者」が幅をきかせている。

昨年国際ボランティアの谷山博史氏やアフガンで医療の傍ら24キロの長大な運河を開通させたベシヤール会の中村哲氏の業績を知った。そして貧困と差別に取り組む湯浅誠氏を知った。頭が下がります。

誰もがもう少し身の回りの人々を暖かく見つけ、進んで意見を言い、格差や不正を取り除く努力をして欲しい。私を含め城口法律事務所がその一翼を担えたらと願っています。今年も「報徳」ください。

弁護士 城口順二

## 人生七十古来稀

つれづれなるままに

弁護士 城口美恵子

今年、古稀を迎えます。中国の杜甫の詩「人生七十古来稀」に由来するそうです。日本人の寿命は年々延び続け、男性は79歳、女性は86歳を超えました。今や人生80年、90年の時代、100歳の人も珍しくはなくなり、70歳は「稀」ではなくなりませんが、元気でこの歳を迎えられることを素直に喜びたいと思います。しみじみと70年の来し方を振り返り、行く末に思いを馳せる心境にはまたまだなりませんが、今年も選挙を過ぎ、喜寿に繋げる大事な節目の年であるとして、心新たにスタートいたしました。

ところで、昨年の暮れ、市役所の介護保険課から「生活チェックリスト票」なるものが届きました。生活機能の維持・向上をはかるために行っている「介護予防事業」の対象者を把握するためのチェックリストのこと。「バスや電車一人で外出してい

ますが」に始まり、「日用品の買物をしていただけますか」「15分位歩いて歩いていただけますか」「今日が何月何日かわからない時がありますか」などの25の質問事項（全国共通）があつて、「はい」「いいえ」で回答するのですが、試しにチェックしてみました。幸いにも合計0点で、心身の機能は未だ衰えてはいないようです。このぞのチェックリストの25項目を見て、後期高齢者ともなれば、一人で外出できなくなったり、物忘れがひどくなったり、手すりや壁をつたわらないと階段の昇り降りが出来なくなったりしてもおかしくない年齢であることを知った次第です。

私は、気持ちはまだ50代のつもりですが、書店に並ぶ「脳の鍛え方」「ボケないためには」などの類いの新書本が気になるのは、あるいは少し老化してきているからでしょうか。

### 講演のご依頼を承ります

複数の弁護士がそれぞれ持ち味を生かし、相続や労働問題、消費者問題など、様々な法律問題について講演させていただきます。ご要望に応じて、自由に意見交換ができる勉強会形式なども考えておりますので、是非お気軽にお問い合わせください。

### 法律相談のご案内

当事務所では随時法律相談を実施しています。無料相談のある方は、事前にお電話にてご予約ください。

- 相談料 30分につき5,250円(税込)
- 相談内容
  - 一般民事事件 ■離婚・相続 ■債務整理・破産
  - 企業法務 ■労働事件 ■後見・財産管理
  - 刑事事件 ■国際結婚・入管法違反(中国語対応可)

### 土曜日特別法律相談

通常の法律相談の他、毎月第4土曜日に法律相談会を実施しておりますので、ぜひ、こちらもご利用ください。

- 相談料 3,000円(税込)
- 相談時間 10:00~15:00(お一人様1時間まで)

TEL 048-268-0928

### 編集後記

今回の事務所報はいかがだったでしょうか？ 家事特集に裁判員裁判等内容盛り沢山でお送りしました。次号も濃密で楽しい所報にしたいと思います。お楽しみに!(S)



アクセス JR京浜東北線蔵前駅より徒歩約4分。  
 ※駐車場がありませんので、お車でお越しの際は近隣のパーキングをご利用ください。



# 夫婦と子どもをめぐる諸問題

縁あって夫婦になり子供を授かってもトラブルが生じることがあります。そんなときでも思いやりをもって円満な解決を図りたいもの。ここでは、事例を通して、どのような問題やその解決方法があるのか考えてみます。

## 面会交流権

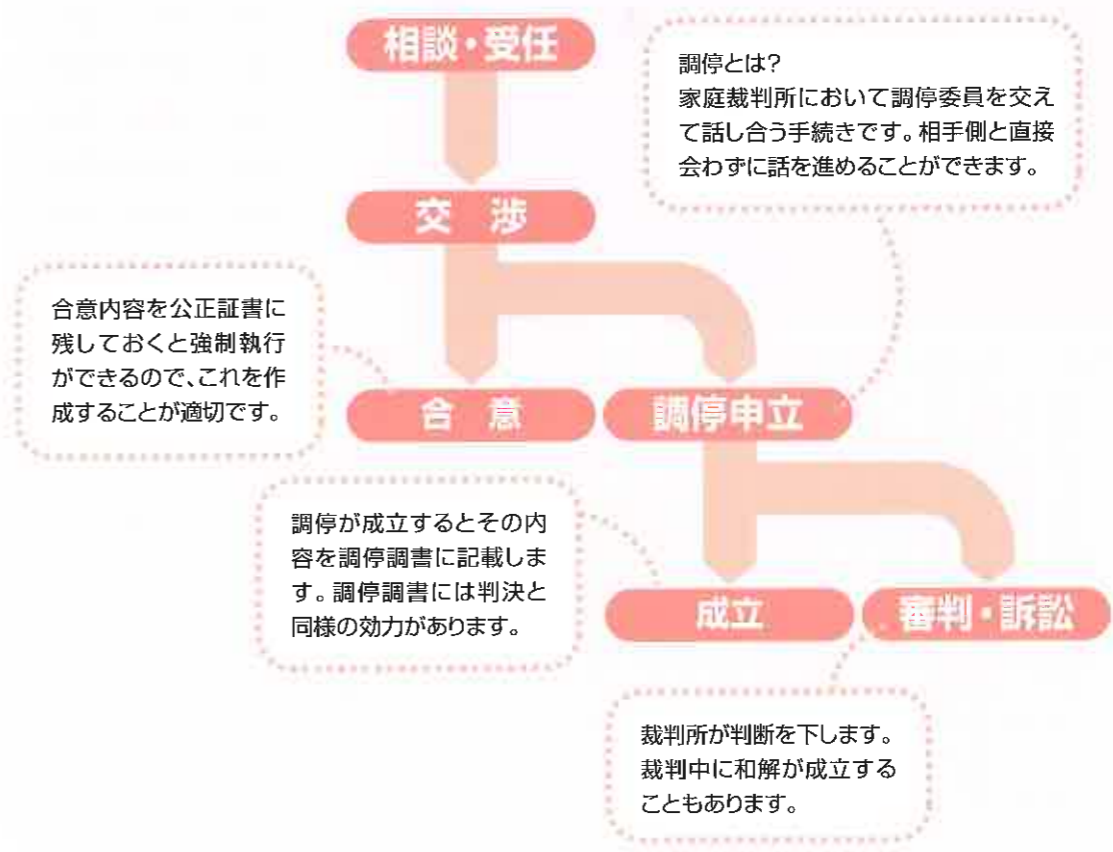
弁護士 高倉 光俊

### 両親の別居と子どもの面会交流

近年、離婚件数の増加に伴い、離婚前に夫婦が別居するケースも増えています。このような場合、両親が婚姻中であっても、子供は一方の親と離れ離れになります。離婚前は、子供の親権を父母が共同で行使するのですが、事実上は子供と同居している親のみが養育しています。この場合、多くの子供が、別居している親との面会交流ができない状況になっています。この背景には、同居している親と別居している親が対立し、不信感を持っているため、「子供を会わせない」という態度を取っている点が大きいです。

家庭裁判所に面会交渉の調停を申し立てるとい方法があります。当事者同士で話し合いが困難である場合に、第三者を交え、面会交流の回数・方法を模索してゆくのです。離婚調停は一般に知られるようになりませんが、面会交流調停はあまり知られてなく、件数も離婚調停に比べて多くありません。なお、この面接交渉調停は、離婚後であっても申し立てることができます。面会交流は、子の健全な成長のために行われるものです。当事者双方が、「子供の親」という立場で、子供のことを第一に考え、面会交流の機会を設けるべきです。

### 家事事件の手続きの流れ



## 社会正義を貫いてきた精神

進路と学習相談センター代表  
かわぐち九条の会事務局代表

大森 宗次

とにかく実生活と熱気に満ちた法律事務所である。私自身月一度は事務所に立ち寄る機会があるが6人の弁護士さんと事務局員の方の上にはパソコンや書類が所狭しと並んでいる。そしてそこでの仕事ぶりには目を覚ますような躍動感がある。みなさんもご存じのとおり所長の城口先生は県弁護士会会長や日弁連副会長を歴任し、スモン病裁判をはじめ社会的にも大きな事件解決に力を発揮されてきた。昨今も政府の法制審議員としての仕事や裁判員制度の民主的推進、かわぐち九条の会運動などにも精力的に取り組んでいる。

いろいろある中からエピソードを2つ紹介したい。一つ目は事務所開設10周年記念レセプションに出席させていただいた時のことである。隣席になった女性は暴力団の理不尽な脅迫に会いいろいろな人に相談依頼した。この中には弁護士もいたが一向に解決しない。悩みぬいて城口先生に依頼すると、先生は「暴力団が来たなら親戚の弁護士に頼ん

だと言って私の名前を出さない」と言っつて体を張って救ってくれた話である。もう一つは1974年国民春闘における教職員に対する刑事弾圧事件のことである。この不当な弾圧を跳ね返す裁判闘争が始まり最後には勝利したが、私も終盤東京高裁で証言に立った。この時の担当弁護士が城口先生であった。先生からは職場で「一番苦しい立場におかれていた事務員さん、給食配膳員さんの実情を裁判官に届けるようにとのアドバイスを受け、このことを強く訴えたこと鮮明に記憶している。

このように常に弱者の目線で社会正義を貫いてきた精神は、さわやかな風となって事務所いっぱい広がっている。ここで働く青年弁護士の方々は、将来城口先生のような弁護士になりたいと異口同音に言う。多くの方々には希望と勇気をもたらす法律事務所としてますますの発展を期待しています。



### 第2分科会 ストップ地球温暖化

「HOTな心でCOOLな選択を」

早川麻理子 / 鈴木麻里

地球温暖化がテーマの第2分科会では、先日コペンハーゲンで行われたCOP15を想定した寸劇等が行われ、最後まで興味深く参加できました。

国内ではCO2削減のため、地域で共同発電所を作ったり、風力や太陽光などの自然エネルギーを有効活用している他、省エネ・省資源を実現している企業もあります。ところがこうした努力にも関わらず、日本のCO2排出量は増加し続けています。削減を実現するには、地域や企業の自主的な活動に頼るだけでなく、法の整備等、国の政策として進めていかなければならないのです。

分科会を通して、温暖化の深刻さを改めて知り、問題意識を高めることができました。将来の地球のために、私たちが今実行すべきことは何でしょうか？

### 第3分科会 安全で公正な社会を 消費者の力で実現しよう

「消費者市民社会の確立をめざして」

高倉 光俊

私は、消費者問題に興味があり、シンポジウム第3分科会に参加しました。

第3分科会では、昨年発足した消費者庁・消費者委員会の活動を振り返り、現状の課題や、活性化のための施策が話し合われました。また、より消費者・生活者に近い地方消費者行政について、現状の確認や、活性化の方法が報告されました。地方消費者行政については、埼玉弁護士会でもプレシンポが行われたので、より興味を持って議論を聴講することができました。

人権大会のシンポジウムでは、いつも新しい発見があり、日々の業務にも良い刺激となっています。







夫婦関係のトラブルは、様々な形で現れます。離婚はその典型です。離婚には財産分与や親権者の問題などたくさんある種の紛争が含まれています。夫婦の事件には思いもよらないような事件もあるのです。

私が担当した事件には「離婚が無効だ」と主張する事件がありました。離婚が無効か？と言われただけではピンときませんがこういうことです。戸籍上の元妻が元夫に対し、自分たちの数年前の離婚が無効だから

## お互いを思いやり円満な解決を

離婚無効

弁護士 吉村 孝太郎

また婚姻状態にあることを確認して欲しいと訴訟提起したのです。離婚届にサインをしていないとか、元夫に騙されたとか、今も元夫を愛しているとか、相続財産が欲しくなったのか等、背景事情は色々あり得るかもしれません。

このようなケースは例外的ですが、縁あって夫婦になったのですから、お互いを思いやり円満な解決が出来ないものかと思えます。

# 法律事務所に期待する

## 転ばぬ先の杖

社会福祉法人ゆうゆう会  
特別養護老人ホームひかり苑長 石井啓一

社会福祉法人ゆうゆう会は1993年に設立され、翌年1994年に特別養護老人ホームひかり苑が鳩ヶ谷市の住宅街に設立されました。

介護認定を受け要支援・要介護とされる方々で、利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や関係機関とのネットワークを活かし、支援・介護を行っています。

母体は同敷地内にある医療法人あかつき会はとがや病院であり、同法人では老健ねぎしケアセンター（川口市）と有料老人ホーム「まごころホーム三ツ和」の運営を行い、地域に根付いた医療・福祉の里「ふれあいネットワーク」の一つとして特養ひかり苑は発展してきました。ゆうゆう会では特養ホームの他、ショートステイ、デイサービス（たんぼぼ、桜さんちの家、梅さんちの家）の3か所）を介護職、医師、看護師、生活相談員、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、事務員等の専門職種の連携で事業が運営されています。利用されている高齢者は市区町村の

介護認定を受け要支援・要介護とされる方々で、利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や関係機関とのネットワークを活かし、支援・介護を行っています。

昨今の福祉サービスの業者の過当競争の中で、私たちのような法人が生き残るために必要なことは、質の高いサービスの提供以外の何物でもありません。まずは「コンプライアンスを徹底し、それから付加価値を高める高いサービスへと繋がるのだと思っています。

トステイ、デイサービス（たんぼぼ、桜さんちの家、梅さんちの家）の3か所）を介護職、医師、看護師、生活相談員、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、事務員等の専門職種の連携で事業が運営されています。利用されている高齢者は市区町村の

介護認定を受け要支援・要介護とされる方々で、利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や関係機関とのネットワークを活かし、支援・介護を行っています。

昨今の福祉サービスの業者の過当競争の中で、私たちのような法人が生き残るために必要なことは、質の高いサービスの提供以外の何物でもありません。まずは「コンプライアンスを徹底し、それから付加価値を高める高いサービスへと繋がるのだと思っています。

## 離婚後の子どもとの関わり合い

親権変更

弁護士 津田 哲哉

離婚する夫婦に未成年の子供がいる場合は、夫婦のいずれか一方が親権者になって、その子供を養育することになります。夫婦の縁は切ることができても、親子の縁まで切ることができません。ですから、親権者とならない親も、子供に会うことは

きますし（面接交渉権）、必要に応じて養育費を支払うことにもなります。また、離婚の際に決めた親権者も、もう一方の親に後から変更することも可能です。その場合は家庭裁判所に親権変更の申し立てをすることになります。私が最近担当した事件



第1分科会

## いま表現の自由と知る権利を考える

自由で民主的な社会を築くために

津田哲哉

第1分科会の「表現の自由」のシンポジウムに参加しました。

マンション等に立ち入って、郵便受けにピラを投函する行為が、住民の意思に反し、住居侵入罪に当たるとして、逮捕され、裁判



で有罪となるケースが、近年増えていきます。治安の悪化や社会不安が広がる昨今、見知らぬ不審な人物に立ち入つてもらいたくないとの、居住者の気持ちは尊重されるべきですが、単にピラをまいたただけで、逮捕され、何十日間も身柄を拘束するのは明らかに行き過ぎです。さらに問題なのは、実際に検挙されるのが、反戦ピラ、政党ピラ等の政治的表現がほとんどという点です。「表現の自由」は憲法上、最大限尊重されなければならず、基本的人権の中でも優越的な地位にあります。「表現の自由」、特に政治的表現が不当に制限されれば、民主主義が健全に育たないからです。暗い時代だからこそ、思いやりの気持ちや寛容な精神が望まれているように思いました。

## 日弁連人権擁護大会に参加して

昨年11月5日、和歌山県和歌山市で日弁連主催の第52回人権擁護大会シンポジウムが開かれました。事務所スタッフ皆で参加し、各テーマについて学びました。また、ちよと足を伸ばして奈良へ行き、平成選都1300年の歴史を感じてきました。

## 法律用語の基礎知識

遺言（いごん・ゆいごん）

遺言とは遺言者の死後、その意思内容に即した法的効果が与えられるものです。財産処分に関するものが多いですが、未成年後見人の指定や認知も遺言です。遺言者の真意を明確にし、また偽造等を防ぐために一定の方式が定められており、よく行われるのは自筆証書遺言と公正証書遺言です。自筆証書遺言は自書と押印があれば可能で簡易ですが、その有効性を巡って争いになることもあります。公正証書遺言は証人2人の立会いのもと公正役場で作成してもらう必要がありますが、確実性が高いので、紛争を避けるためには公正証書遺言の方が好ましいといえます。

遺留分（いりゅうぶん）

遺留分とは、相続人に保証された相続財産の一定割合を取得する権利です。被相続人は遺言や生前贈与により、自由に財産を処分することが可能ですが、それらによっても奪うことのできない相続人の権利が民法で保障されており、これが遺留分です。したがって、例えば、長男に全財産を渡すとの遺言があっても他の相続人である妻や次男は一定の割合を遺留分として長男に請求することができます。ただ、遺留分は、相続人が兄弟姉妹の場合にはありません。また、権利者が遺留分が侵害されたことを知った時から1年以内に請求しないと時効にかかってしまうので注意が必要です。

弁護士 清水奈緒子



